

(法第10条第1項第2号イ)

## 役員名簿

「理事」または  
「監事」を記載  
します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	鹿屋 太郎	鹿屋市〇〇町〇〇〇番地〇	有
理事	串良 花子	鹿屋市〇1丁目〇番〇号	無
理事	輝北 進	鹿屋市〇〇〇〇町〇〇番地〇	無
監事	吾平 優子	鹿屋市〇〇町〇〇〇〇〇番地	無

定款附則の設立当初の  
役員と一致しています  
か。

氏名・住所は住民票のとおり  
正しく記載されていますか。  
※旧字体もそのまま  
※番地等も略さずに記載  
(例) 53-12などは×

報酬の有無が「有」になっ  
ている場合、その役員数は  
3分1以下ですか。  
また、活動予算書に役員報  
酬の額が記載されています  
か。

### 【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事長」、「副理事長」ではなく「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 氏名及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできませんが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）